

特定元方事業者による作業場所の巡視について

デジタル臨時行政調査会作業部会 厚生労働省説明資料

令和4年5月12日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 該当法令等

特定元方事業者による作業場所の巡視については、労働安全衛生関係法令において、以下のとおり規定されている。

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第30条 **特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。**

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。

二 作業間の連絡及び調整を行うこと。

三 作業場所を巡視すること。

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2～4 （略）

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（作業場所の巡視）

第637条 特定元方事業者は、法第30条第1項第三号の規定による巡視については、**毎作業日に少なくとも一回、これを行なわなければならない。**

2 関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が行なう巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

2. 規制の趣旨・背景等

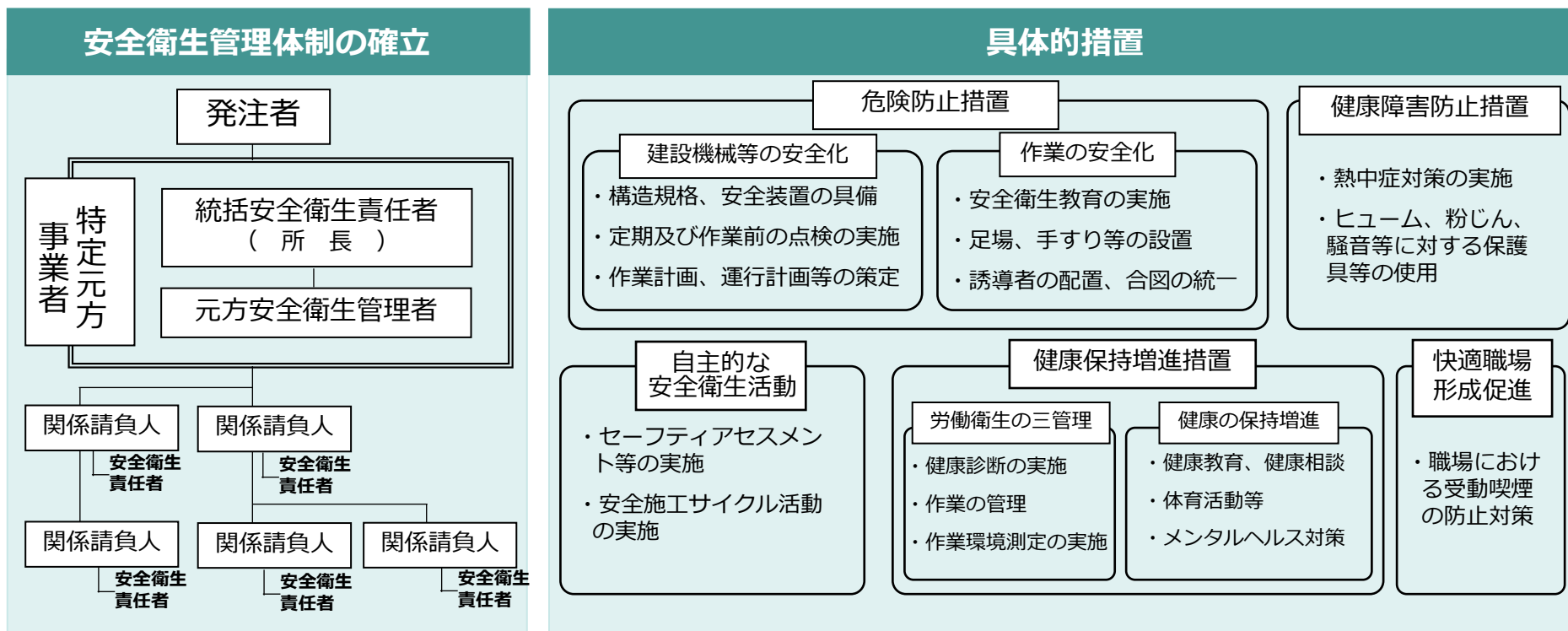
背景	建設業や造船業においては、数次にわたる請負契約によって、同一の場所にいくつかの請負人が入り組んで作業を行うことが多く、この場合に <u>同じ場所で作業する請負人相互間で作業に関する連絡調整が不十分</u> であった等の原因で労働災害が発生している例が見られた。
趣旨	このため、労働安全衛生法第30条第1項では、 <u>建設業及び造船業の元方事業者は、協議組織の設置運営、作業間の連絡調整等、混在作業による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない</u> こととした。
目的	特定元方事業者による巡視は、 <u>作業間の調整が適正に実施されているかどうか、さらに作業場所における機械、設備等が安全に保たれているかどうか</u> といった点を確認するためのものである。さらに、 <u>不安全な作業あるいは危険な状況があれば必要な措置を採る</u> ためのものである。

3. 制度の概要等（労働安全衛生法体系の全体像）

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。



安全衛生管理体制の例
（一般的な工事現場の場合）

労働基準監督官等による監督・指導
（都道府県労働局、労働基準監督署）

4. 作業場所巡視の具体的な手順の例

建設現場は現場ごとに状況が大きく異なることから、巡視の手順等について国から一律にガイドライン等を示しているものではないが、建設業労働災害防止協会発行の「元方事業者による建設現場安全管理指針」の具体的進め方においては、**巡視の具体的な進め方や点検項目の例等について以下のとおり**記載されている。

- 元方事業者の作業場所の巡視は、
 - ①作業間の連絡調整の状況の確認、
 - ②不安全状態や不安全行動の是正とその指導、
 - ③工事の進捗状況の把握、などを重点に行うことが必要。

- 関係請負人による作業中の指導監督の業務が不十分で無いか、作業上の問題点の早期発見に努め法違反がないかなど、**その場で指導し改善を求めることも必要。**

- 巡視の結果は、**工事日誌や安全日誌に記録し、**（作業の即時停止等が必要なものではないものであって）改善や指示が必要な事項等は**翌日の安全工程打合会に反映させ、改善指示書などで指示することが必要。**

安全作業指示書・工事日誌・安全日誌の例

安全作業指示書・工事日誌・安全日誌			所長(統括安全衛生責任者)		安全担当者(元方安全衛生管理者)		担当者		朝礼記録		時間 : ~ : 司会				
年月日() 天候 気温 °C									朝礼の主要内容(危険場所・重要伝達事項)						
下請・職種名	作業内容	安全指示事項	手配人員	実績人員	確認	職長名	朝礼参加者数	片付状況	安全工事他記録欄						
点検記録									点検時間	午前・後	時	分	無	点検結果と是正状況	
点検項目									状況	点検項目	状況	(改善指示書は、この欄又は裏面に貼付する)			
管									崩壊防止	土止め・切梁	型わく支保工				
理									掘削こう配	掘削こう配	掘削こう配				
作									電気防止	架空電線	路線				
場									災害防止	アース	盤				
環									自主点検	自主点検	確認他				
境									機械災害防止	クレーン・リフト	玉掛け用具・合図				
整									軌道装置	軌道装置	軌道装置				
頓									自主点検	自主点検	確認他				
仮									火災防止	火気取扱・喫煙管理	油脂・塗料・接着剤				
設									火災防止	高圧ガス・大量可燃物	火薬類管理				
施									消防・避難器具	消防・避難器具	消防・避難器具				
設									飯間・出入口	飯間・出入口	飯間・出入口				
作									公	公	公				
業									防	防	防				
装									止	止	止				
開									車	車	車				
閉									両	両	両				
脚									管	管	管				
立									理	理	理				
・															
受															
台															
等															
安全															
ネット															
手															
すり															
等															
合															
計															
作業所長又は統括安全衛生責任者の作業場巡視の結果所見、措置状況															

片付状況評価 A:良い B:普通 C:悪い ※点検項目は工事の実態に即し追加変更可。

5. 現状のPHASEとPHASEを進めるための課題

目視・実地監査規制の フェーズ

(R4.3.30第3回デジタル臨時行政
調査会資料より)

PHASE 1

目視・
実地監査規制

PHASE 2

情報収集の
遠隔化、
人による評価

人の介在が不要となる忠実な
アルゴリズム等の技術の進歩

PHASE 3

判断の精緻化、
自動化・無人化

本規制に係る現状のPHASEは、法令等により「巡視」と規定しているため、**PHASE 1** に該当する。

PHASE 2以降に進めるための課題

【原則】

- ・ 安全衛生水準の低下を招かないこと。

【実効性が担保されるべき事項】

- ・ 作業者の作業状況のみならず、機械・設備等の安全を確認できるよう、現場に直接赴くことと同等の情報を入手できること。
- ・ 不安全な状況、危険な作業を現認したとき、即座に作業を停止させることができるなど、労働災害を未然に防ぐための措置を速やかに講ずることができること。

今後の対応（案）

- ・ 基本的には、業界団体（使用者側、労働者側双方）に対するヒアリング等により、特定元方事業者による巡視のデジタル活用について、意見聴取、情報収集を行い、実現の可否について検討する。
- ・ デジタル活用の例として、ウェアラブルカメラ等による情報収集の遠隔化や、定点カメラと画像認識処理等による不安全行動の把握等が考えられるところ、それらの活用の可否等についても上記ヒアリングと併せて検討する。